

日本年金機構の個人情報流出事案では、同機構が保有する個人情報のうち約一二五万件が外部に流出し、その内容は基礎年金番号のほか、氏名、生年月日および住所にまで及んだことが明らかとなっている。昨年発覚したベネッセの個人情報報漏えい事故の記憶もさめやらぬ中で発生した今回の事案は、国からの委任・委託を受けて公的年金に係る一連の業務を担っている日本年金機構で、外部からの

マイナンバー実施への課題

ったことから、行政機関や民間事業者の個人情報管理体制に対する国民の不安がいつそう高まることとなった。

この日本年金機構の事案は、来年一月から開始予定のマイナンバー制度に対する国民の信頼感に少なからぬ影響を及ぼしている。政府は、二〇一三年に制定された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」にもとづき、社会保障、税および災害対策の分野におけるマイナンバーの利用に向けた準備を進めてきた。また、今年三月、金融分野や医療等分野におけるマイナンバーの利用

の防止やアクセス可能な者を制限・管理するといったシステムが構築されており、個人情報の保護が図られているとの説明がなされてきた。

しかし、こうした「制度面」および「システム面」からの個人情報保護措置はマイナンバー制度に特有のものではなく、ベネッセや日本年金機構においても、これらに類する措置を講じてきたといえる。そうだとするならば、政府による説明は必ずしも説得的であるとはいえない。個人情報保護措置にもとづくマイナンバー制度が安心・安全な仕組みであることを明らかにし、国民の不安を払拭することが現在における課題のひとつであろう。

ヒューマンエラーの再発防止を

ウイルスメールによる不正アクセスが原因となって個人情報流出したファイルのほとんどがパスワード未設定であ



名古屋経済大学法学部准教授

萩原 聡央

範囲の拡充を図る番号法改正法案を国会に提出し成立を目指してきたが、今回の事案を受け、参院内閣委員会は改正法案の審議を見送っており、現在改正法案の成立の目途はたっていない。

政府は、マイナンバー制度が安心・安全な仕組みであると述べている。そこでは、第三者（特定個人情報保護委員会）によるマイナンバーの適切な管理に係る監視・監督や法律違反行為に対する罰則強化などの制度と、個人情報の分散管理による手づる式の情報漏え

い。総務省の調査結果によれば、二〇一三年度における行政機関による個人情報漏えい事案では、職員が庁舎内で発生させたというケースがほとんどであり、コンピュータウイルスによるものはごくわずか（七六一件中一件）である。個人情報の適切な管理に関しては、技術的・物理的な対策も必要であるが、個人情報を取り扱う「者」に対する措置が一層重要となる。「『うっかり』では済まない」という意識を持つことから始めて、個人情報の適正管理にかかる認識を深めていくという地道な取組みが、遠回りのようにみえて実は最も有効な方策ではなからうか。

はげはらひ あきひな 行政法。
岡山大学大学院文化科学研究科博士後期課程単位取得満期退学。1971年生まれ。

